

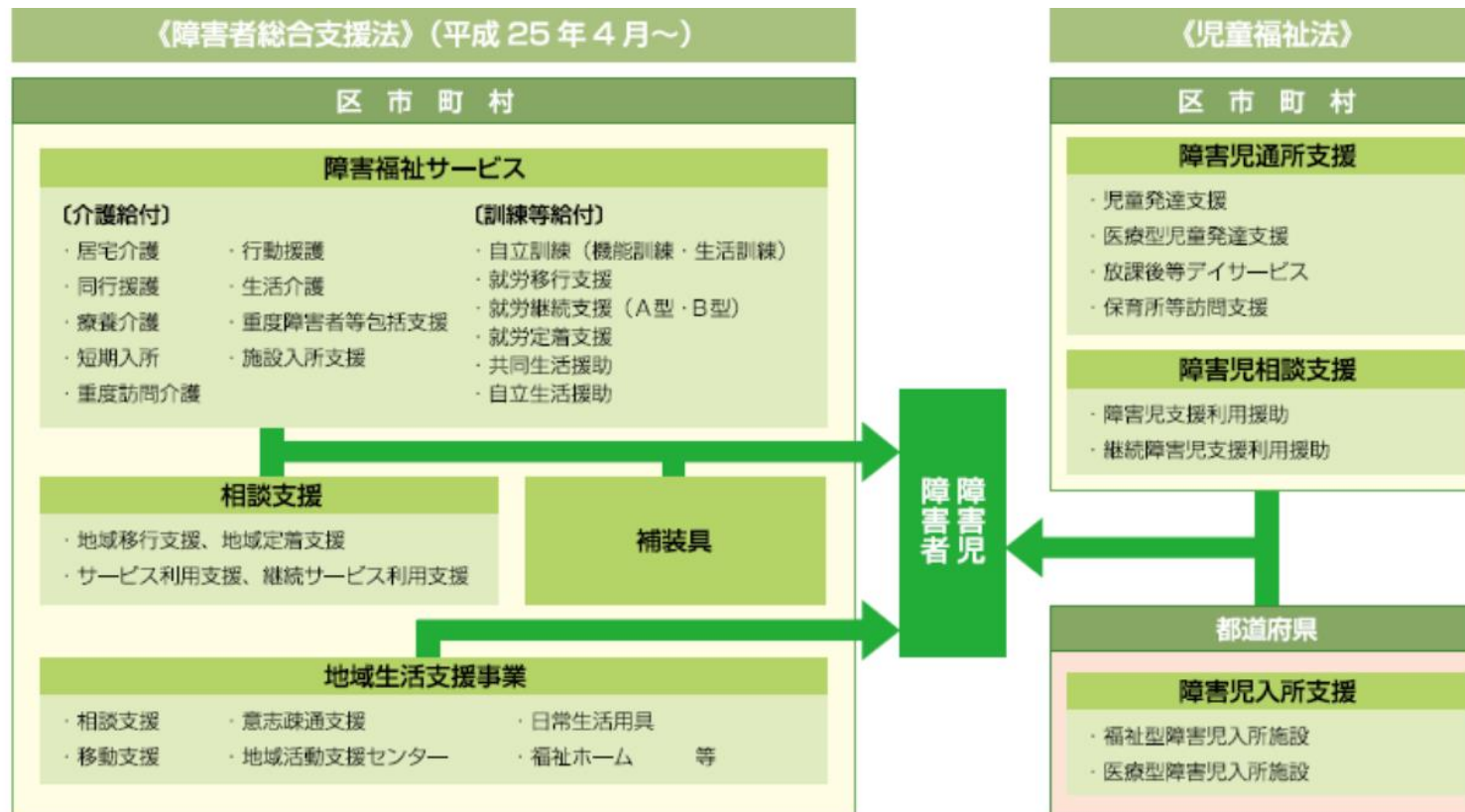
障害者総合支援法における就労支援に関する事業について

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。

1 障害福祉サービスの種類

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」及び訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」があります。

■ 障害者・障害児に対する福祉サービスの体系



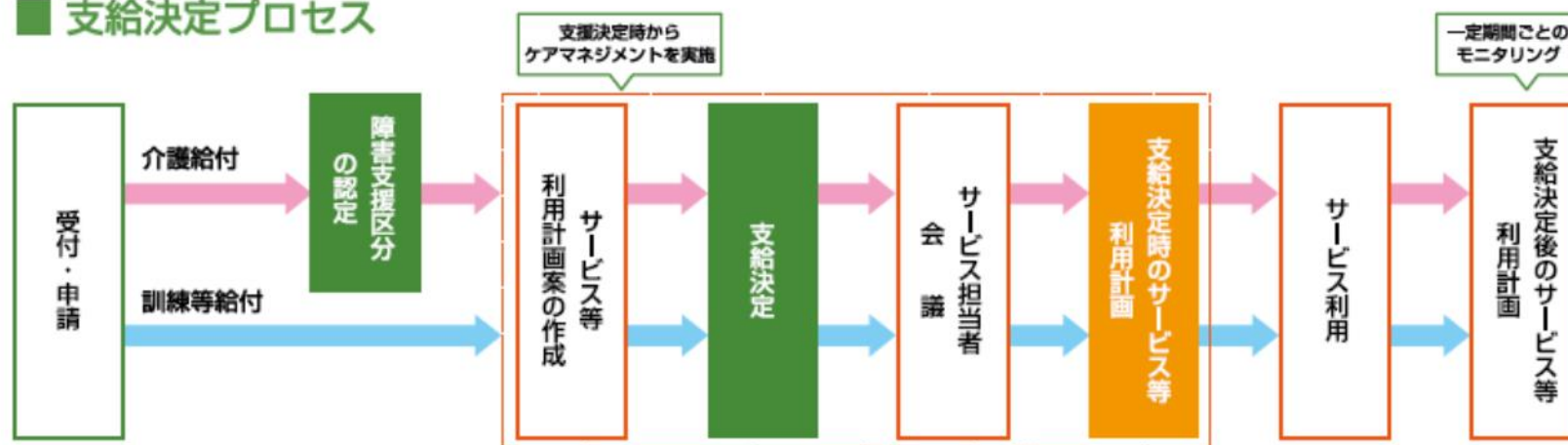
2 障害福祉サービスの利用の手続

サービスの利用を希望する方は、区市町村の窓口申請します。

区市町村は、サービスの利用の申請をした方（利用者）に、「サービス等利用計画案」の提出を求めます。利用者は、指定特定相談支援事業者等が作成した「サービス等利用計画案」を区市町村に提出します。

区市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。指定特定相談支援事業者は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催し、サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。その後サービス利用が開始されます。

■ 支給決定プロセス



3 障害福祉サービスの利用者負担額

利用者負担には、所得に応じた負担上限月額が設定されています（個別減免などの負担軽減措置があります）。食費や光熱水費は、原則実費負担です（負担軽減措置があります）。

障害者総合支援法における就労系福祉サービス

1 就労移行支援事業

【利用者】

一般就労等（企業等への就労、在宅就業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる（利用開始時65歳未満の者に限る）者

【サービス内容】

利用者ごとに、標準期間（24ヶ月）内で利用期間を設定。通所する事業所内での作業を通じ体力向上や職業習慣の確立などの準備訓練を行い、職場実習や就職後の職場定着の支援など個別支援計画に基づく職場訪問等による支援も実施する。

2 就労定着支援事業

【利用者】

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者

【サービス内容】

3年を利用期間の上限とし、障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う。

3 就労継続支援事業

(1) 就労継続支援事業A型(雇用型)

【利用者】

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者(利用開始時 65 歳未満の者、利用期限なし)

【サービス内容】

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった者に対しては一般就労への移行に向けて支援を行う。

(2) 就労継続支援事業B型(非雇用型)

【利用者】

就労移行支援事業を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢(50 歳)に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識・能力の向上や維持が期待される者(利用期限なし)

【サービス内容】

通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった者に対して一般就労への移行支援を行う。

【工賃の水準】

- ・ 平均工賃が月額3,000円程度を上回ることを事業者指定の要件とする。
- ・ 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて知事へ報告する。